

【会議録】

実施日時：平成30年2月14日（水）10:00 から 11:05

会議名	平成29年度越谷市労働報酬等審議会第2回会議	実施場所	中央市民会館5階特別会議室
件名／議題	1 開会 2 議事 (1) 業務委託等に係る労働報酬下限額について (2) 建設工事に係る労働報酬下限額について 3 その他 答申式の日程について 4 閉会		
出席者等	出席委員 丸藤委員、下稲葉委員、隅田委員、村上委員、山下委員 欠席委員 江原委員 事務局 小船総務部長、徳沢総務部副部長 契約課：森田課長、長野副課長、和田副課長、中村主幹、瀧口主事		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・協議事項		
内容	別紙 会議録のとおり		

合意・決定事項等

<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託等に係る労働報酬下限額については、960円として答申することに決定した。 ・工事の請負の契約に係る労働報酬下限額については、今後発表される平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準として答申することに決定した。 ・見習い、手元等として従事する労働者、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者に係る労働報酬下限額については、対応案1の軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額にすることで答申することに決定した。 ・設計労務単価が設定されていない職種の屋根ふき工に係る労働報酬下限額については、対応案1の最後に設定された正式な設計労務単価（平成22年度・埼玉県適用の値）に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし下限額を積算することに決定した。 ・設計労務単価が設定されていない職種（タイル工・建具工・建築ブロック工）に係る労働報酬下限額については、対応案1の平成29年度の埼玉県による単価に、平成30年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし下限額を積算することに決定した。

開会

○会 長 それでは、ただいまから、平成29年度第2回越谷市労働報酬等審議会を開催させていただきます。

まず、本日の会議の傍聴を希望されている方がいらっしゃいましたら、入室を許可いたします。

○事務局 本日は、傍聴希望者はありません。

議事

(1) 業務委託等に係る労働報酬下限額について

○会 長 それでは、議事については、次第に従い進めてまいります。

まず、議事 協議事項(1)「業務委託等に係る労働報酬下限額について」ですが、前回の第1回会議におきまして、複数年度における業務委託等に関する労働報酬下限額については960円として答申することに決定しています。今日は継続となりました、単年度契約については別に下限額を設定するかどうかにつきまして協議をいただきます。

まずは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは「業務委託等に係る労働報酬下限額について」説明させていただきます。お配りさせていただきました資料で右上に「資料1」と書かれた資料をご覧ください。本日の審議会においては、先月1月10日に開催しました第1回会議において、今回の第2回の会議へ持越しとなりました業務委託の下限額を単年度契約と複数年契約において異なる下限額を設定するかどうかについてご協議いただきまして、平成30年度の下限額についてご審議いただくものです。

それでは資料1ページをお開きください。前回の審議会からの継続審議事項としまして、まず1つ目の「(1) 単年度契約と複数年契約において異なる下限額を設定することについて」ですが、まず他自治体の状況ですが、契約の種類に応じて、下限額を分けて設定している自治体は現在ない状況でございます。

次に、平成30年度の下限額が適用となる業務委託の発注予定の件数ですが、現時点では、単年度契約については、20件~25件程度、長期継続契約につきましては、10件~15件程度の発注となる見込みでございます。資料に※印で記載をさせていただいておりますが、単年度契約の案件の内訳としましては、街路樹や公園などの管理委託の契約が大半を占めておりまして、これらに従事する労働者は造園工や除草工が主な職種となっております。そのため、今年度下限額が適用となった案件のうち同様な委託契約として、街路樹の剪定や草刈清掃がございましたが、これらの履行状況報告書における賃金の支払い状況においても、最低額が1,150円以上、多いところの最低額では1,700円以上支払っているとの報告状況となっております。以上のことから、単年度契約のうち下限額が適用となることで賃金の支払額に影響のあることが予想される案件は、街路樹や公園の管理委託以外の委

託契約で、現時点では相談支援の業務委託の1件のみが予定されている状況となっております。こちらの案件は、次年度の予算のために見積を徴取した際に賃金の内訳を求め確認したところ、労働者への支払い賃金が950円と想定されていたため、設定する下限額によっては労働者への支払い賃金に影響のある案件であることが予想される、という状況になっております。

続きまして、2つ目として、「(2)平成30年度の業務委託等に係る労働報酬下限額について」ですが、冒頭でも説明させていただきましたとおり、本日の審議会においては、業務委託の下限額を単年度契約と複数年契約において異なる下限額を設定するかどうかについてご協議いただき、平成30年度の下限額についてご審議いただき、最終的には答申いただく労働報酬下限額をいくりにするかを決定していただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

資料の説明については以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、単年度契約と複数年契約とで異なる下限額を設定するかどうかについて、ご質問ご意見等何かございましたらお願いします。

○副 会 長 　　1件だけ労働者への支払い賃金が950円で、ここだけが960円となった場合に影響を受けるということですか。

○事 務 局 　　次年度分の予算要求の際に参考見積を徴取したところ、相談支援業務委託になります。提出された賃金の内訳において、複数職種の労働者がある中で時給950円の方が何人か確認できたため、その方については、設定した下限額以上の支払いとなるため影響があります。

○副 会 長 　　1件だけなんですね。

○会 長 　　前回の審議の際には、3年先の最低賃金の上昇率等も考慮して960円という数字を設定したことにより、単年度契約への影響がないだろうかということで、分けて考えるという考慮があったわけですがけれども、今ご説明いただいた背景事情からするとわれわれが懸念しているような影響はほとんどないのかという感じではあります。

○委 員 　　影響がなければ、単年度と分ける考え方については、来年度以降の検討課題とさせていただきますはどうでしょうか。ここでもう一度話しをするのは難しいのでは。今回は960円で、来年度の審議の時に再度検討するというのはいかがでしょうか。

○会 長 　　どなたか分けて考えたらよいという方はいらっしゃいますか。

○副 会 長 　　まだ分けている自治体はないですね。

○会 長 　　ないですね。

○委 員 　　先ほど言っていた950円についても、10円ですから上げざるを得ないでしょうね。何とかなると思いますよ、枠組みの中では。950円というのが最低ですね。それより上の方がいるわけですね。

○事 務 局 　　はい。

○会 長 そうしましたら、単年度も複数年度も分けることはなく業務委託等に係る労働報酬下限額については、前回ご審議いただいた額960円ということで統一した金額で答申するというところでよろしいでしょうか。

○各 委 員 異議なし

○会 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、業務委託等に係る労働報酬下限額については、960円とし市長へ答申することといたします。

(2) 建設工事に係る労働報酬下限額について

○会 長 それでは、次に協議事項(2)「建設工事に係る労働報酬下限額について」、事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 それでは「建設工事に係る労働報酬下限額について」説明させていただきます。

お配りさせていただきました資料で右上に「資料2」と書かれた資料をご覧ください。こちらについては、本市が発注する建設工事に適用する労働報酬下限額について、ご審議いただくものでございます。それでは資料に基づき順次説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。まず、資料の「1 平成29年度労働報酬下限額の設定状況」でございますが、今年度の建設工事の下限額につきましては、平成29年度の公共工事設計労務単価の90%を基準とすることで設定しております。表につきましては、各職種の設計労務単価と設定した下限額を記載したものになっております。その表の中に設計労務単価の記載がない職種が4職種ございますが、平成29年度の設計労務単価におきまして、単価が設定されなかった職種でございます。これらの職種につきましては、表の下(2)にありますとおり、①の「屋根ふき工」であれば最後に設定された労務単価に現在までの伸び率を掛けたものを設計労務単価とみなし積算しており、②の「タイル工」、「建具工」、「建築ブロック工」であれば、埼玉県が設定しております労務単価に伸び率を掛けたものを設計労務単価とみなし積算しております。

また、③にあります見習い、手元等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者につきましては、軽作業員の労働報酬下限額を基準としまして、その単価の80%とした額を下限額として設定しております。

以上が、今年度の労働報酬下限額の設定状況となっております。

続きまして、資料は次のページ2ページになりますが、「2 平成30年度建設工事に係る労働報酬下限額」ということで、下限額を審議いただくに当たっての説明となります。

まず、建設工事の下限額の設定の際には、本市条例の第6条第2項において、「設計労務単価」を勘案することとしております。設計労務単価は、農林水産省と国土交通省が、労働者の賃金調査の結果を踏まえ決定されるもので、例年2月の初旬に公表されていたところでございますが、平成30年度の設計労務単価については、今朝確認した時点でも、まだ公表されていない状況

となっております。先日、国土交通省に確認しましたところ単価については確定しているとのことで、現在公表に向けて準備を進めているところであり、近日中には公表するとのことでした。当初の想定では本日までには公表がされ、平成30年度の設計労務単価の各水準について資料をお示しさせていただき予定でございましたが、単価の公表がされていない状況となっておりますので、昨年度からの金額的な比較はできない状況ではありますが、今年度の下限額を設定するに当たっては設計労務単価に対する割合で設定させていただいていることもありますので、今年度と同様に平成30年度の下限額については、これから公表される平成30年度の労務単価を基準にすることとして、その割合についてご審議いただくことで、ご確認いただきたいと存じます。

引き続き資料の説明をさせていただきますが、資料2ページの表は埼玉県における労務単価の推移を掲載する予定でしたが、先ほど説明しましたとおり平成30年度の単価がまだ公表されていない状況となっております。平成29年度に記載している単価につきましては、公表された1日当たりの単価を小数点以下四捨五入で1時間当たりの金額に換算したものでございます。今までの単価の推移としましては、平成25年度に大幅に引き上げられて以降、引き上げ幅は年々小さくなっておりませんが、平成24年度より毎年引き上げられている状況が続いております。

また、表の下に記載しておりますが、平成29年度の設計労務単価では、賃金調査時に十分な回答数が確保できなかったなどの理由から、「屋根ふき工」「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」の4職種については、設計労務単価が設定されていない状況となっております。これらの4職種は平成27年度から設定されていない状況が続いておりますので、平成30年度についても設定されないことが想定されますので、後ほど説明させていただきますが、それらの積算方法についてもご審議いただきたいと存じますのでよろしくお願いたします。

続いて資料3ページをご覧ください。「(2) 他自治体の状況」として、本市も含め、すでに公契約条例を制定している計19自治体の状況を掲載しております。

まず、①として各自治体の積算方法ですが、それぞれの自治体が、設計労務単価に一定の率を乗じた額を労働報酬下限額としておりまして、設計労務単価の90%としている自治体が19自治体中11自治体と一番多く、85%と80%が3自治体、75%が1自治体となっており、今年度からですが、川崎市が91%として設定している状況です。

次に、②として他自治体の実際の下限額の状況を掲載しております。まず、平成30年度の下限額ですが、平成29年度の単価に基づき、すでに5自治体が平成30年度の労働報酬下限額を決定しておりますので、その状況を掲載しております。表の右側の設計労務単価は平成29年度の値を掲載しておりますが、下限額と設計労務単価との比率は、3自治体が90%、2自治体

が80%となっております。

続いて資料4ページをご覧ください。こちらにつきましては、平成29年度の状況を掲載しております。設計労務単価については、先ほどと同様、平成29年度の数値を掲載しているほか、下限額と設計労務単価との比率につきましても、平成29年度の単価との比率を掲載しております。そのため、表の下に注意書きとして掲載しておりますが、8自治体については、前年度である平成28年度の設計労務単価を基に積算しているため、表での比率が、先ほど説明させていただいた比率と若干異なっております。

続きまして資料5ページをご覧ください。「(3) 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱い」として、本日、労働報酬下限額の設定に併せてご審議いただきたい事項を掲載しております。先ほど説明させていただいた設計労務単価が設定されていない4職種と特例の下限額につきまして、その積算方法についてご審議いただきたいと存じます。

全部で3点ございまして、1点目は、①として記載しておりますが、設計労務単価が設定されていない「屋根ふき工」についての労働報酬下限額の取扱いについてでございます。設計労務単価で掲げられた51職種のうち「屋根ふき工」については、平成22年度まで設計労務単価が設定されておりましたが、その後、賃金の調査時に十分な対象数が確保できなかった等の理由により、平成23年度から26年度まで、参考値として全国単純平均値が公表されましたが、平成27年度から29年度については設計労務単価及び参考値の双方とも公表されておらず、また、埼玉県でも単価を設定していない状況があります。その中で、他の自治体での設定状況も踏まえまして対応案として3パターン記載しております。

まず1番目が、現時点での正式な設計労務単価の直近の値である平成22年度の単価に、平成23年度から平成30年度までの埼玉県の単価の伸び率を乗じた額を設計労務単価と見なすもので、参考として下限額を設計労務単価の90%とした場合の積算式を掲載しております。こちらは、今年度の下限額の積算方法として採用した対応でございまして、今年度は1時間当たり2,510円で設定されております。

続いて2番目が、平成26年度に公表された参考値をそのまま現在の設計労務単価と見なして下限額を設定する方法でございまして、1時間当たり1,647円となります。

最後に3番目が、平成26年度の参考値に、平成27年度から30年度までの全国平均の設計労務単価の伸び率を乗じた値を設計労務単価と見なすものになっております。参考ですが、平成29年度までの伸び率で計算した場合は、1時間当たり1,861円となります。

続いて資料6ページをご覧ください。2点目でございますが、「屋根ふき工」と同じく設計労務単価が設定されていない「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」の取扱いについてでございます。この3つの職種につきましては、平成29年度においても設計労務単価が設定されておられません。埼玉県にお

いて県の単価としては、設定されているところですが、現時点では平成30年度の埼玉県単価が決定されていない状況がございます。その中で、この3つの職種の労働報酬下限額の設定方法として、対応案として2つの方法を掲載しております。

1番目が、平成29年度の県の単価に、平成30年度設計労務単価の埼玉県での伸び率を乗じた額を設計労務単価と見なすもので、今年度下限額の積算方法として採用した対応でございます。

2番目が、平成29年度の県の単価をそのまま使用して下限額を積算する方法でございます。

なお、設計労務単価が設定されていない4職種の取扱いについての前提といたしまして、あくまでも設計労務単価が設定されなかった場合の対応となります。これから公表されます設計労務単価に単価の設定がされていた場合については、他の設定されている職種と同様に定めた割合を乗じて下限額を積算することとなります。また、逆に新たに設定されない単価があった場合には、「タイル工・建具工・建築ブロック工」で決めた積算方法を使用し下限額を設定することとなりますのでよろしくお願いいたします。

最後に3点目でございますが、見習い、手元労働者の取扱いでございます。労働報酬下限額の対象案件に従事する労働者については、設計労務単価を基にした職種ごとの労働報酬下限額が一律に適用されることが原則となりますが、条例導入自治体の19自治体中12自治体においては、見習い労働者や手元労働者、又は年金受給資格を維持するために賃金を調整している労働者については、通常の下限額より低い額を例外として定めております。これらの考え方としましては、職人の手伝いや補助的な業務に従事している労働者や、自らの勉強等のために現場に入っている労働者に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となるおそれがあることや年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、かえって労働者に不利益となるおそれがあること、さらに、設計労務単価の基となる国土交通省が実施する労務費調査においても、見習い、手元労働者や年金受給のために賃金等を調整している労働者は、その調査の対象外とされていること等を踏まえたものでございます。これらの労働者に適用される額の積算方法については、各自治体により異なっておりまして、大きく2つの対応方法に分かれており、対応案として掲載しております。

1つ目が軽作業員の下限額を基準として、その下限額に一定の割合を掛けて積算する方法、2つ目が業務委託の下限額と同額として設定する方法となっております。他の自治体の状況ですが、資料7ページに掲載しております。業務委託と同額としている自治体が11自治体中7自治体、軽作業員の労働報酬下限額の65%を目安にしている自治体が2自治体、70%の自治体が同じく2自治体となっております。

説明としては以上となりますが、本日は、建設工事の労働報酬下限額について、設計労務単価に対してどの程度の水準で決定するか、次に、労働報酬

下限額の設定がない4職種及び見習い等の特例の労働報酬下限額をどのような積算方法とするかどうかの2点について、ご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○会 長 平成30年度の設計労務単価がまだ公表されていない状況です。建設工事の下限額につきましては、設計労務単価に対する割合を決めて設定することになっておりますので、まず、基準となる設計労務単価割合については、公表されたならば平成30年度の単価を使用するという前提として前回は90%としていたものを今回どうすべきかをまずはご審議いただきたい。そのうえで、事務局の説明に対する質問あるいは積極的なご意見ををお願いします。

○委 員 29年度の下限額を決めて何か不都合な点などありましたか。金額が高すぎるや低すぎるなど情報として寄せられているか。

○事務局 今年度労働報酬下限額が適用となった案件のうち工事案件は11件ございまして、現状で6案件の履行状況報告書の提出がありましたが、賃金の報告においては、基本的には下限額以上の支払いがされており、また、何件かの現場を訪問した際にその辺の話を聞きましたが下限額が高いなどというご意見は伺っておりません。

○会 長 昨年かなりお時間をいただいて審議した結果、基本的に設計労務単価が定められている職種については90%ということで結論を得ているのですが、特段皆様の中で、社会環境の変化などを勘案してやはりパーセンテージを変更すべきではないかという積極的な意見がなければ、やはり90%なのかと考えますが、いかがでしょうか。

○委 員 90%がよいでしょう。基準がちゃんとしていますから。
例えば、クレームがついた場合に割合について考える等対処をしていった方がいいと思います。前にも言いましたが、入札とリンクしていますので、変にいじってしまうと会社側の方からクレームが出る可能性がある。

○委 員 極端にいじってしまうと、入札のときに金額を変更しなくてはならないので、かえって現場が混乱するのではないかと。去年決めたので少し様子を見て、先ほど言われたようにクレーム等があったら調査等しながら審議するというところでよろしいのではないのでしょうか。

○委 員 次年度以降というのはまだわかりませんが、29年度すべての報告はまだ出てないということですが、下限額をすべて上回っているようですし、見習い、手元に関しても1,224円より高いという報告があるということなので、30年度に関して言えば、同じでいいと思います。

設計労務単価について、国交省の関係で聞いてみたところ、定かではないですが、16日には発表できるのではないかとのことです。昨年から引き上げになるだろうとのことでしたので、30年度設計労務単価の90%でよろしいのではないかと思います。

○会 長 建設工事に係る労働報酬下限額について、設計労務単価が設定される職種につきましては、今般公表される30年度の設計労務単価を使用するという前提でその90%の金額とするということで答申をしたいということで、異

議なしと伺ってよろしいでしょうか。

○各 委 員 異議なし。

○会 長 ありがとうございます。そうしましたら、こちら公表されてみないと正確に断定はすることができないのですが、設計労務単価が公表されないことが予測される職種のうち、まず、①屋根ふき工について、設計労務単価が公表されない場合に、どのような基準で下限額を定めるかについてご審議いただきたいと思います。

ちなみに昨年は、対応案1の平成22年度の埼玉県の適用値に平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率を乗じて設計労務単価と見なすという積算方法を採用しております。一応参考で2案、3案として他市町村で採っている対応も載せていただいています。

○委 員 同じでよいと思います。

○会 長 基本的に不都合なことがなかったという限り、継続性も大事だと思うので、皆さん昨年と同様という意見として伺ってよろしいでしょうか。

○各 委 員 異議なし。

○会 長 ありがとうございます。では、1案ということで屋根ふき工については答申させていただきます。

続きまして、タイル工、建具工、建築ブロック工の積算方法についてはいかがでしょうか。これも、資料にあります対応案1が昨年のもとなっております。

○委 員 去年と同じでよろしいのではないか。

○会 長 同じく去年と同じで異議なしということよろしいでしょうか。

○各 委 員 異議なし。

○会 長 ありがとうございます。では、タイル工、建具工、建築ブロック工に対する下限額の積算方法についても昨年と同様、対応案1ということで決定いたしました。

続きまして、見習い、手元等として従事する労働者、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者の取扱いについてですが、これも、資料の対応案1が昨年の下限額となっております。

○委 員 委員、実態的にはこれ以上出しているものですね。

○委 員 もちろん出しております。

○委 員 ということなので、これについても昨年と同様でよろしいのではないか。

○会 長 この分野においても、昨年採用した対応で不都合があったという情報は入っていないですか。

○事 務 局 入っておりません。

○副 会 長 実態は見習いが26円高い。年金受給者が7円高いということですね。

○会 長 昨年と異なる方法について、積極的なご意見がないのであれば、昨年と同様の方法で答申したいと思いますが、皆さん異議なしということよろしいですか。

○各 委 員 異議なし。

○会 長 それでは、見習い、手元労働者等につきましても対応案1で答申したいと思えます。ありがとうございました。

それでは、協議事項については以上となりますので、本日の審議において決定したことを答申することといたします。

その他、答申にあたりまして委員の皆様から様々な意見を頂戴しましたけれども、付帯意見として答申の際に市長に申し述べておきたいといったご要望はございますか。

○委 員 今年度が公契約条例施行の初年度ということで、業者の方も市の職員の方も大変だったと思います。また、付帯意見として提出した入札制度の改善についても、委員も改善に向かっていくことだったので、とてもよい方向に向かっていくと思います。

次年度は2年目ということもありますので、市として、受注者側、労働者の方に向けてもアンケート調査を行っていただけないかと思っております。いくつか先例市が行っていますが、川崎市が行っている受注者側と労働者側に向けたアンケートがございまして、参考資料ということで見ていただけたらと思います。

それから、公契約現場に従事する労働者への周知の方法ですが、越谷市もポスターやチラシ等により周知する努力をしていただき、ありがたいと思っています。

川崎市公契約制度アンケートについて資料4というものがあまして、このようにアンケートを行っているということで1から4までまとめてみました。また、別紙1は受注者用、別紙2は労働者用のアンケート様式となっております。また、川崎市が作っている対象労働者に対する周知のチラシについて別紙4の工事版の裏面に時給と8時間を乗じた金額を掲載することで1日の下限額が分かりやすいと思えますので、参考にさせていただければと思います。また、別紙5については受注者側が労働者の方に、公契約現場であることを周知するための確認書になりまして、職種と自筆のサインを書かせる様子を市が作成して受注者側にお願いしているという資料になります。これを参考にいただきながら、受注者側、労働者側へのアンケートを実施していただきたいという要望をしたいのですがいかがでしょうか。

その結果をまとめたものも川崎市から報告も出ているのですが、周知の仕方として、新規入職者教育の時にチラシを渡しているところもあり、現場控え室にチラシを置いたり、ポスターを掲示しているところが一番多かったです。また、一定の効果があつたという業者の回答が8割を超えているという結果も出ていて、このように具体的な数字があると、対象契約5,000万円以上をどうするか今後審議するときの参考にもなるかと思えます。

○会 長 ありがとうございます。委員からアンケートを実施することについての積極的なご意見がありましたが、他の委員の皆様は。

○委 員 工事を中心に話をされたのですが、業務委託についても同様に考えて欲しい。この審議会ですべて、市が決めたことが実際どのように回転しているか

その実効性を審議会でも理解できるような、1年目ではできなかった実態調査も併用し、フィードバックできる仕組みを考えていただきたい。アンケートも1つの手法だと思う。

○会長 ありがとうございます。委員から賛成意見がでています。確かに制度をデザインしても適用されていなければ絵に描いた餅だということ、本当にそのとおりだと思います。アンケートは、現実のオペレーションが働いているのかどうかを何らかの方法で調べる効果的な方法だと思います。あとはこのアンケートを実際どう取るのかということも大事だと思いますが、まず大きなくくりとして、アンケートを実施して欲しいという付帯意見を付けるかについて、積極的にやりましょうという意見ですが、反対の方いらっしゃいますか。

○委員 これはどのくらいの頻度でやるのですか。1年ごととか2年越しとか3年越しとか。毎年やるのであれば、事務の方に負担がかかりますよね。ちょっと期間をあけていただいて、3年に1回とか5年に1回とかそういったくくりでやっていただくのであればアンケートは賛成です。意外と大変ですよ。

○会長 そう思います。取りっぱなしでは意味がないので、集計も相当大変だと思います。

○委員 下請け、孫請けがいる元請は大変です。提出してもらうのに時間がかかるものですから。ましてや川崎市の場合は対象が6億円以上ですから、相当な下請けが入っているはずですよ。情報収集も大変ですよ。

○会長 実際労働者の方で書いていて、正確に手取りだの額面だの区別がついて正確に書けるかのサポートのところまで含めて考えると、おっしゃるとおり実効性のあるアンケートを取ろうとすると、相当時間と労力と費用がかかるのは間違いないでしょうね。やる方向ではよいけれども、費用対効果を考えると頻度は気をつけましょうと、なかなか毎年ってわけにはいかないのではというご意見ですね。

○委員 通常のこの手の制度というのは3年ローリングというのが一般的なので、やっぱり29年度に始まって30年度、31年度辺りで1回大きくアンケートをやってみるとというのが現実的かもしれませんね。毎年というのは、業務委託の方はほとんど孫請け下請けというのは使っていませんからそんなに難しくはないと思いますが、建設工事の方は確かに今言われたとおりですよ。

○委員 アンケートのやり方としては、業務委託は比較的やりやすいと思いますが、工事は実施するかどうかも含めて考えると、その年度内のすべての案件ではなく、例えば何月から何月の間で稼働している工事など、すべてでなくてもいいと思っています。すべては結局大変かなと。すべてをやるということが、どうなのかなと思うので、期間を決めてその期間内に着工して終わるような案件であれば、毎年するかどうかについては具体的に考えていただければいいと思います、そういう方法もあるのかなと。そうすると16件くらいあるうちの3件くらいというふうになっていくと思うので。

○委員 試行的にやるっていうのはよいかもしれませんね。本格的に調査する前に

試しに例えば16件のうち1～2件を対象にアンケートをやってみて、それがうまくいっているかどうか確認してから本格的にどうしようかと議論していく。委員が言われたようにアンケートは1つの手法ですけれども、実際どのように動いているのかということも見ていかないとここで審議していても、実際はどうなっているかわからないと、次の議論をするときの素材になっていかないと思います。

○副会長 実効性の担保と言いましょうか、東京の市とか一部の市区で社労士が契約下限額を守られているかどうかという点検をしているところがあります。実効性が守られているのか、実効性の担保という意味で。全部ではないと思いますがやはり年度でやるにしても、タダでやらないでしょからどちらが予算を持つかということもあって。行政で派遣をして見てください。本当に守られているかどうか。こういったことをやっている市も結構ありますね、数としては。アンケートも点検の手段としてはもちろんよいと思いますが。

○委員 労働報酬下限額を守っているかどうか、オンブズマンのような形で作っているところもありましたよね。

○副会長 ただ難しいですね。監査というイメージはよくないですね。だから摘発するということなとられ方をすると非常にうまくいかないだろうという気がしますね。

○委員 今回の公契約条例で他市とちょっと違う点は、他の公契約条例を見ていると強行的に契約を解除するところもあるわけですよ。今回この越谷市の公契約条例は摘発というよりは促す方向、育成する方向に向けていくというのが精神的な支柱、条例の基本の1つになっているので、そういう意味では、もしそういう意見だとしたら相談員・サポーターみたいな形を考えてもいいと思います。どうしてもそういうところに第三者が入ると「監査が来た」という感じになってピリピリしてしまうので、そういうことになる公契約条例の精神に反するので。そういう意味での実効性を高めるための手法としてアンケートもあるので、その辺りも含めて今後検討していただければと思います。

○会長 活発なご意見ありがとうございます。元々この審議会の役割としては下限額を答申することですので、出た意見に関してはある程度大きなくくりで答申するようになってくるので、アンケート等という形で条例の実効性の担保についてもご検討いただくということによろしいでしょうか。

○委員 それでよいと思います。ここで案を決めてやるわけではなくて、そういう意見があったということ付帯意見として事業者に投げるわけですよ。それで行政の方で費用対効果も含めて検討してもらおう。予算もかかりますから。

○会長 そうですね、予算もかかるので実施するにしても少し先になると思いますから。今の付帯意見については事務局で適宜まとめてください。

○事務局 今の意見に関しては、業務委託と工事含めましてその条例実効性を確認するためのアンケート等の実施、その方法について検討するというのでその内容についてまとめさせていただきまして、また委員の皆様にご確認を取らせ

ていただきたいと思います。

○委員 　あと2つあるのですが、今まで議論したように、来年以降、業務委託の下限額を審議する際に、複数年契約と労働報酬下限額の関係をもう一度ゆっくり検討できればと考えております。また、前々回話が出たかと思いますが、職種別の賃金について調査等を市にお願いしたいと思っています。すぐには設定できないと思いますが、実際960円と言っても現実には、例えば電話交換とか設備だとか特殊な技能を持った方にも業務委託されていますので、960円と決めたから960円に下げるのではなくて、それはあくまで下限額なので、職種別の賃金単価について調査等していただければと思っています。

野田市と多摩市と国分寺市3自治体が複数の賃金下限額を設定しているということですので、継続的に調査・検討していただきたいという要望です。前回付帯意見としていますので、付帯意見としなくてよいですが、議事録に調査を開始していただきたいという意見があったことを載せていただければと思います。契約の在り方の中に下限額が960円1本と決めるのではなく、複数年契約と単年度契約との間の調整を今後検討していただきたい。

○副会長 　今は複数年契約を前提として決めているということですよ。

○委員 　そうです。他市で複数年と単年度で作っていないものですから、越谷市も今回は複数年を前提としたものでやろうということですが、このままでいいののかも含めて今後検討していただきたいということです。

○会長 　他に委員の皆様、ご意見はございますか。ご意見がないようであれば、本日の審議結果につきまして後日事務局によって、事務局に答申案を作成していただきますので、委員の皆様に確認していただくことになります。

○委員 　できれば、先ほど16日辺りに設計単価が公表されるということですので、それに基づいた一覧表を私どもに送っていただければと思います。率は決まっていますが具体的な金額が見えていないので。

○事務局 　答申の案と併せまして表を作成してお送りいたします。

○会長 　よろしいでしょうか。次第の3に移ります。その他について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 　事務局から3点ほど説明をさせていただきます。初めに、先ほどお話いただきました、答申の案につきましては、事務局にて案を作成し委員の皆様へ電子メールにて送付いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。答申式の日程についてですが、3月13日火曜日午前11時より市役所本庁舎2階庁議室において実施いたします。答申式は、会長及び副会長の出席をお願いいたします。答申後、本市において労働報酬下限額を決定いたしますので、告示されましたらその旨ご連絡いたします。

また、平成30年度の審議会の開催につきましては、最低賃金額の改正に係る公表後である10月以降の開催を予定しています。詳細の日程につきましては、事務局より委員の皆様の予定を伺ったうえで決定したいと思っています。

最後に、今回の会議録については、作成後、委員の皆様へ電子メールで送付いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。なお、本市

では全庁的にメールアドレスの変更を予定しております。変更は3月下旬の予定ですので、アドレス変更後、委員の皆様へ電子メールにてその旨ご連絡いたします。

説明は以上です。

○会 長 何かご質問はありますか。

○委 員 31年度の審議会の日程について、大体10月に最低賃金の金額が公表されるので、市の予算組みの関係もあるのですが、平成31年度の下限額を設定するにあたり、今の時期ですとぎりぎりになってしまうので、できるだけ早めに設定していただくとありがたいかがか。

○事 務 局 最低賃金が公表され次第、速やかに委員の皆様の予定を確認しながら、早めに設定したいと考えている。

○会 長 ほかにご質問等はございませんか。全体を通じてのご質問やご意見でも結構ですが、特によろしいですか。

他に無いようでしたら、これをもちまして、第2回越谷市労働報酬等審議会を閉会いたします。

委員の皆様大変お疲れ様でした。